



「徳島県読書バリアフリー推進計画（第二期）」[素案] について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、「読書バリアフリー法」に基づき、視覚障がい等により読書が困難な方の読書環境を整備・充実させることで、障がいの有無にかかわらず、すべての県民が読書を身近に楽しめる社会の実現を目指し、第二期の推進計画の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「素案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和7年11月27日（木）～ 令和7年12月26日（金）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日を除く））



3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 教育委員会 生涯学習課 学校・家庭・地域連携担当

電話：088-621-3148 FAX：088-621-2884

メールアドレス：syogaigakusyuka@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 行
（パブリックコメント）



Q1 「徳島県読書バリアフリー推進計画（第二期）」ってどんな計画？

この計画は、「読書バリアフリー法」に基づき、国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）」を踏まえ、視覚障がい等により読書が困難な方の読書環境を整備・充実させることで、障がいの有無にかかわらず、すべての県民が読書を身近に楽しめる社会の実現を目指し、策定するものです。

徳島県では令和3年7月に「徳島県読書バリアフリー推進計画（第一期推進計画）」を策定し、視覚障がい者等の読書バリアフリー環境の整備・充実を目指し、各施策に取り組んできました。第二期の推進計画では、第一期の成果と課題を踏まえ、徳島県の読書バリアフリーの状況に即し、「アクセシブルな書籍等の充実及び製作人材の育成・確保」、「アクセシブルな書籍等の入手及び利用のための支援」、「読書を支援する環境の充実と人材の養成」の3つの施策の方向性を示しています。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とした「徳島県読書バリアフリー推進計画（第二期）」〔素案〕をご一読の上、記載内容についての修正案や、新たに盛り込むことが必要であると思われる事項など、具体的なご意見、ご提案をお寄せください。

（ → 別添資料を参照してください。 ）



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。